

第 6 編 道路編

第 1 章 道路設計

1. 道路の設計に関しては、「土木設計業務等共通仕様書（案）（建設省技調発第 9 2 号の 1 昭和 6 2 年 3 月 3 1 日）（一部改定 国官技第 8 7 3 号 令和 6 年 3 月 2 9 日）」（以下、共通仕様書（案）という）に準ずるものとするものとする。

なお、この場合、「調査職員」を「監督員」と読み替えるものとする。

2. 共通仕様書（案）「第 6 編 道路編」「第 1 章 道路環境調査」「第 1 節 環境影響評価」については、下記のとおり朱書きの条文を追加するものとする。

第 2 節 環境影響評価

本調査は、「道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」((平成 25 年 4 月 1 日国土交通省令第 28 号)以下この節において「技術指針省令」という)に準拠して実施するものとする。

また、熊本県環境影響評価条例(以下、「県条例」という)に係る調査については、「県条例」、「熊本県環境影響評価条例施行規則」(以下、「県規則」という)及び「熊本県環境影響評価技術指針」(以下、「県技術指針」という)に準拠して実施するものとする。

ただし、熊本県公共事業等環境配慮システムに係る調査については、事業課と協議するものとする。